

# 薬局の管理および運営は以下のとおりです



許可区分 | 薬局



## 開設者

一般社団法人

ファルマネット山形  
代表理事 小松ルミ



## 取り扱う一般用医薬品

要指導医薬品

第一類医薬品

指定第二類医薬品

第二類医薬品

第三類医薬品



## 管理薬剤師

丸山奈緒子

## 勤務する薬剤師（保管・陳列・販売・情報提供・相談）

若生俊也 阿部さなえ 富樫孝子 五十嵐彩奈  
茂木達哉 佐藤美柚 佐藤蘭 馬場夢咲 阿部晶  
大井真悠子 小松ルミ 田中桂 佐藤恵美  
小松実奈 渡部亜美 齋藤美令 土門李帆

## 勤務する登録販売者（販売・情報提供・相談）

今野陽介 佐藤早苗 原利佳

## 薬剤師

名札の紐が青。名札は氏名及び「薬剤師」と記載

## 登録販売者

名札の紐が黄。名札に氏名及び「登録販売者」と記載

## その他の勤務者

名札の紐が緑。名札に「保険事務」「受付事務」「調剤事務」と記載



## 営業時間

9:00-19:00（月－金）

9:00-12:30（土）

休日：日・祝

医薬品の購入または譲り受けの申し込みを受理する時間は上記営業時間とする

## 営業時間外の相談時間

携帯電話にて対応

090-9533-5761



薬局の名称・許可番号・許可年月日・所在地・有効期間

薬局開設許可証（別掲）を参照

# 地域に貢献する薬局になるために



## 開局時間

月-金：9:00～19:00  
土：9:00～12:30  
日・祝：休業



## 医薬品備蓄

1200品目以上の医薬品を備蓄しています。他の薬局からの要請に応じて医薬品の供給も行っています。



## プライバシー

プライバシーに配慮した構造です。



## かかりつけ薬剤師

かかりつけ薬剤師が服薬指導を行う旨の届出をしています。管理薬剤師の実務経験が要件を満たしています。



## 情報収集

インターネットを通じた情報収集と周知（PMDAメディアナビなど）を行っています。



## 研修

調剤従事者の資質向上を図るため、定期的な研修・学会などで研究発表を行っています。



## 24 h 対応

営業時間以外にも要請に応じて、調剤及び在宅業務に対応しています。地方公共団体等に周知を行っています。



## 在宅医療

在宅訪問の実績があります(年間24回以上) 医療材料および衛生材料を供給可能な体制が整っており、医療機関や訪問看護ステーションとの連携が可能です。



## 麻薬

麻薬小売業者の免許を受けています。



## 健康相談

健康相談を行っています。セルフメディケーション関連機器を設置しています。緊急避妊薬の調剤又は販売、一般用医薬品の販売、医療機関への受診を勧奨しています。



## 後発医薬品

後発医薬品調剤を積極的に行っています。後発医薬品の調剤割合が85%以上あります。



## 副作用報告

副作用報告に係る手順書と報告する体制を整備しています。

# 取り扱う一般用医薬品や副作用救済制度の案内です

## 要指導 医薬品

医療用から市販用が変わった、特に注意が必要な医薬品です。

**薬剤師**が使用方法や注意点を書面で説明し、対面販売を行います。

直接触れることができない場所に陳列されています。

## 第1類 医薬品

使用上特に注意が必要な薬です。

これらの薬を購入する際には、**薬剤師**が書面を用いて重要な情報を提供し、販売を行います。

直接触れることができない場所に陳列されています。

## 第2類 医薬品

**第2類医薬品**は使用上の注意が必要な薬です。**指定第2類医薬品**は第2類医薬品の中でも特に注意が必要な薬です。使用前には「してはいけないこと」を必ず確認してください。

これらの薬は**薬剤師**または**登録販売者**が重要な情報を提供し、販売を行います。商品は直接手に取って確認することができます。

## 第3類 医薬品

要指導医薬品や第1類、第2類医薬品以外で比較的安全性が高いと認められている一般用医薬品です。

**薬剤師**または**登録販売者**が必要な情報提供を行い、販売いたします。これらの商品は、直接手に取って確認することができます。

### 健康被害救済制度

医薬品の副作用等による健康被害を受けられた方の救済制度です。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

TEL 0120-149-931

医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

### 苦情相談窓口

山形県薬剤師会  
023-622-3484

庄内保健所  
0235-66-5478

# 調剤基本料と薬剤服用歴の活用について

当薬局の調剤基本料は以下の通りです。また、患者様が薬を安心して安全にご使用いただけるよう、薬の使用履歴（薬剤服用歴）を活用しています。この履歴に基づき、薬の服用方法や市販薬との相互作用について説明し、その内容を記録しています。

※患者様の個人情報は、当薬局の個人情報の保護方針に基づき厳重に管理いたします。もし疑問やご質問がありましたら、遠慮なく当薬局のスタッフにご相談ください。



|                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 調剤基本料 1           | 47点             |
| 地域支援・医薬品供給対応体制加算3 | 67点             |
| 連携強化加算            | 5点              |
| 電子的調剤情報連携体制整備加算   | 8点              |
| バイオ後続品調剤体制加算      | 50点             |
| 在宅薬学総合体制加算 2      | イ/100点    ロ/50点 |
| 調剤ベースアップ評価料       | 4点              |
| 調剤物価対応料           | 1点(3月に1回)       |

当薬局では、医療の透明化と患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行しております。

明細書の発行を希望されない場合は事前に申し出てください。

※平成30年より公費負担医療で自己負担が発生しない患者様についても明細書の発行が義務付けられております。

処方箋の受付回数は4000枚以下で処方箋の集中率は85%以下です。グループ内の薬局数は2店舗です。医薬品取引価格の妥結率は5割以上で、地方厚生局に報告済みです。特定医療機関からの賃貸関係はありません。後発医薬品の調剤率は50%以上です。非常時対応のための連携体制が整えています。

# 調剤だけでなくおくすり相談や 健康チェックも行っています

---

おくすり相談



健康チェック



日頃よりご利用いただいている皆さま、ご近所の皆さま、お薬相談や健康チェックを行います。お気軽にお越しください。

また、全国どここの保険医療機関からの処方せんも対応しています。

# 無菌調剤を行っています

---



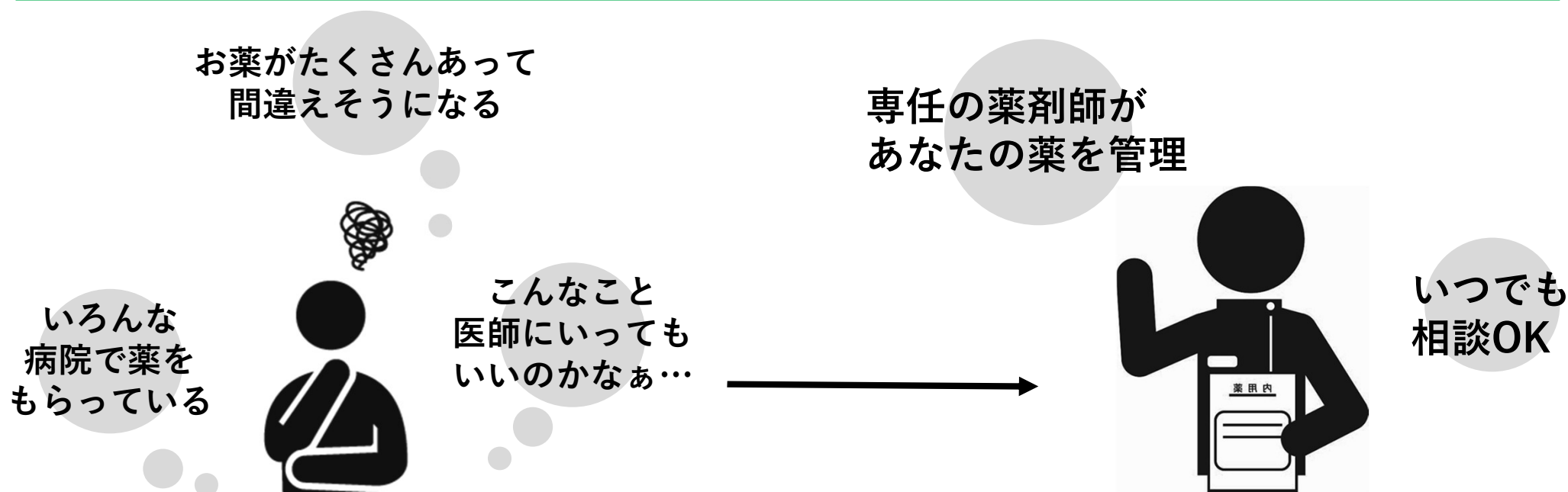
当薬局では、中心静脈栄養法輸液、抗悪性腫瘍剤、麻薬など2種類以上の注射剤に対し、無菌室、クリーンベンチ安全キャビネットといった無菌環境で、無菌化された器具を用いて無菌調剤を実施しています。

## 無菌製剤処理加算

|                   |           |      |              |
|-------------------|-----------|------|--------------|
| 中心静脈栄養法用輸液        | ・ ・ ・ ・ ・ | 69点  | (15歳未満、237点) |
| 抗悪性腫瘍剤            | ・ ・ ・ ・ ・ | 79点  | (15歳未満、147点) |
| 麻薬                | ・ ・ ・ ・ ・ | 69点  | (15歳未満、137点) |
| 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 | ・ ・ ・     | 250点 |              |
| 在宅中心静脈栄養法加算       | ・ ・ ・ ・ ・ | 150点 |              |

当薬局では、2名以上の保険薬剤師が在籍しており、無菌製剤を処理するためのクリーンベンチを設置しています。

# お薬のことで困ったら**かかりつけ薬剤師**におまかせください



担当薬剤師を指名してください。同意いただくことで、**専任の薬剤師**が担当させていただきます。

**かかりつけ薬剤師フォローアップ加算**・・・・・・・・・・50点（3月に1回）

**かかりつけ薬剤師訪問加算**・・・・・・・・・・・・・・230点（6月に1回）

保険薬剤師として3年以上の薬局勤務経験があり、当薬局には週31時間以上勤務しています（育児や介護などで労働時間が短縮される場合は週24時間、4日以上）。薬剤師認定制度認証機構によって認証された研修認定制度などの研修認定を取得しており、医療に関連する地域活動にも積極的に参加しています。

# 取扱い公費負担医療

---



- 生活保護法による医療扶助
- 戦傷病者特別援護法→生活保護法による医療扶助・更生医療
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律→結核患者の適正医療
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律→認定疾病医療・一般疾病医療費
- 障害者自立支援法→精神通院医療・更生医療・育成医療
- 児童福祉法→小児慢性特定疾患、児童福祉施設措置医療
- 母子保健法による養育医療
- 難病患者に対する医療等に関する法律→特定疾患(一部疾患・スモン等)・難病医療
- 石綿による健康被害の救済に関する法律→石綿健康被害救済制度
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律→中国残留邦人
- 肝炎治療特別促進事業

# 医薬品の供給に関するお願い

一部の医薬品について、十分な供給が難しい状況が続いています。薬の製造上の問題、需要の増加など、複数の問題が複雑に絡み合い、流通が逼迫していることが影響しています。

薬の供給状況により、以下の変更をお願いする場合があります。



- ・ 同一成分・同一薬効薬への変更
- ・ 処方日数の変更

お薬の変更や処方日数の調整を行うにあたり、医師に確認させていただく場合もございます。そのため、調剤に時間をいただくことがございます。ご理解とご協力をお願いいたします。変更を行う際は患者様へ十分な説明を行っています。

当薬局では必要な医薬品を確保するため、地域の薬局間で医薬品の融通を行い、処方箋を発行した医療機関と積極的に情報共有に努めています。

# 健康サポート薬局



健康サポート薬局

地域に密着した健康情報の拠点として、医療用医薬品、一般用医薬品、健康食品に関する情報提供や健康相談を行います。

お薬をまるごと把握し、医療機関と連携することで、皆さまの健康を守ります。24時間対応や在宅対応もいたしますので、お気軽にご相談ください。



おくすり相談

栄養相談



健康食品相談



スキンケア相談

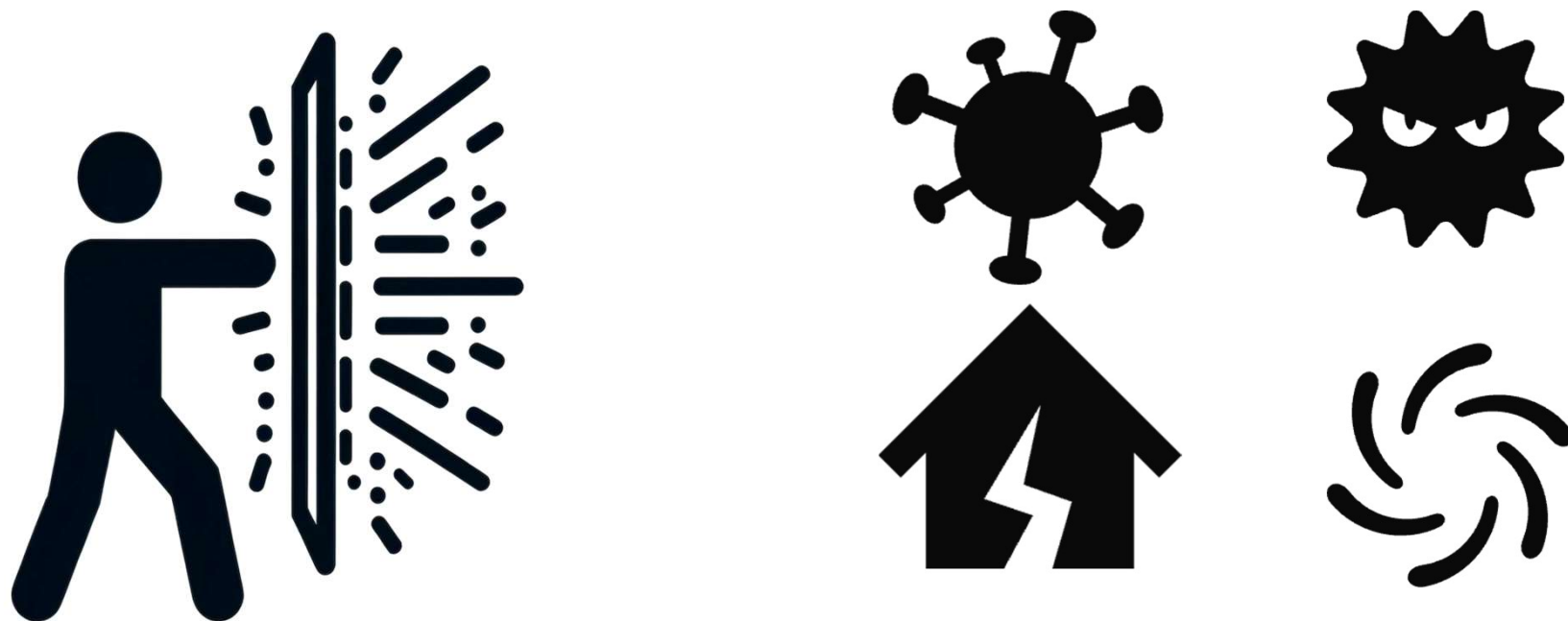


禁煙相談



# 感染・災害発生時に対応できる体制を備えています

---



当薬局は、皆様の健康を守るため、災害や新しい感染症が発生した際にも迅速に対応できる体制を備えています。

他の薬局や病院、行政機関と連携し、災害や緊急時でも安心して薬を受け取れる仕組みを維持します。

当薬局は、山形県知事より「第二種協定指定医療機関」としての指定を受け、協定を締結しています。

# 保険対象外の費用についてのお知らせ

当薬局では療養給付（健康保険から給付される医療費）と直接関係のない以下の項目においては、実費で負担をお願いしています。ご了承ください。

患者さん宅への薬の持参料  
在宅医療の交通費



往復21km未満  
**220円**

往復21km以上  
**550円**

患者希望による  
服薬カレンダー



1日4回1週間分  
**122円**

配送をご希望の方へ

配送業者によって  
料金が異なります。  
詳細はスタッフに  
お尋ねください。

# 「個別の調剤報酬算定項目の分かる明細書」 の発行について

---



医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、処方された薬剤の薬価や調剤報酬の算定項目の分かる保険調剤明細書を無料で発行しております。公費負担等により窓口でお支払いがない方の場合でも発行しております。領収書・明細書が不要の方は予めお申し出ください。

※平成30年より公費負担医療で自己負担が発生しない患者様についても保険調剤明細書の発行が義務付けられております。

# 2026年6月から薬の自己負担が変わりました

一定の条件を満たす長期収載品（特許期間を終了した医薬品で後発医薬品のある先発医薬品）を患者様の希望により選択した場合、従来の自己負担に加え、選定療養費（特別の料金）を負担していただきますが、特別の料金は2026年6月より先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当に変更になりました。

負担額は薬によって違います。詳しくは薬局スタッフまでお尋ねください。



以下のような場合は選定療養の対象外となります

- ・ 医療上の必要性により医師が長期収載品を指定した場合
- ・ 薬局における在庫の都合上、後発医薬品を調剤できない場合

